

仙台市農業委員会第 68 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 12 月 26 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 39 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 協 議

(1) 令和 6 年度農作業標準料金企画検討チーム（案）について

(2) 令和 5 年度第 2 回農地パトロール（農地利用状況調査）の実施について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(7) 公共工事に伴う農地転用届出について

(8) 仙台市農地賃借料情報について

(9) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について

(10) 第 4 回企画検討チーム会議報告

7 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長 庄司 泰久 農地係長 伊藤 秀宣
 振興係技師 山下 由理 農地係会計年度任用職員 庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：事務局長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 68 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長挨拶	<p>－ 会長 あいさつ －</p>
司会：事務局長	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。</p>
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、10 番 熊谷幸夫委員、13 番 佐藤千治委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>議案に入ります。 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、12 月 19 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、12 月 19 日に実施いたしました。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の 4 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、本間昭推進委員、庄司善春推進委員、高橋勝好推進委員、奥山壽推進委員の 4 名が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が 3 件、売買による新規就農が 2 件、贈与による農業承継が 1 件、特定遺贈による農業承継が 1 件、賃貸借による新規就農が 1 件の合計 8 件です。調査の結果報告は、番号 1 番と 2 番を私（大泉権吾委員）から、番号 3 番と 4 番を小野寺潔委員から、</p>

番号5番と6番を菊地郁夫委員から、番号7番と8番を柴田市郎委員からします。番号2番と番号3番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(4番大泉権吾委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で115aの農地を耕作しています。12月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員
(4番)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター5台、飼料作物用機械1式を所有し、家族6人で292aの農地を耕作しています。申請地では、水稻を栽培する計画であり、田植え・稲刈りについては、作業委託をする予定です。12月12日に本間昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
(6番)

番号3番は、賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、1人で338aの申請地に醸造用ブドウを栽培する計画で、収穫開始後は委託醸造によりワインを生産する予定です。譲受人は、これまで複数のワイナリーで、醸造用のブドウ栽培、醸造に従事してきております。将来的には、近隣に醸造所を建設し、自家醸造に切り替えていく計画です、新規就農にあたり、青年等就農計画の認定を受けており、必要となる資機材については、青年等就農資金、経営発展支援事業の補助金を活用し、順次整備していく計画です。12月12日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号4番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、自宅に隣接する畑694㎡を家族2人で耕作するものです。梅、野菜等を栽培し、自家消費す

る計画です。12月13日に高橋勝好農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号5番は、贈与により農業承継をするものです。二男夫婦に持分各2分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で203aの農地を耕作しています。12月14日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、耕うん機2台を所有し、田植・稲刈については作業委託により、家族4人で156aの農地を耕作しています。12月12日に鎌田広司農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(19番柴田市郎委員報告)

番号7番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、畑113㎡にトマトを栽培し、自家消費する計画です。12月12日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、特定遺贈により農業承継をするものです。譲渡人の2男の妻へ特定遺贈するものです。遺贈者が死亡しているため遺言執行者による単独申請となっております。譲受人は現在、1人で11aの農地を耕作しています。12月13日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。
高橋勝彦委員 (17 番)	番号 3 番ですが、これから一人で作業するにあたって、色んな機械が必要になる と思うのですが、機械の賃借や購入などの計画や、将来的に設置予定の醸造所 や作業所の土地のあてなどは近くにあるのか、どのようになっているのか教えて いただけますか。
小野寺潔委員 (6 番)	<p>まず醸造用のブドウですが、収穫までには 3 年かかると見込んでおり、それま では自分 1 人で 1 年ごとにおおよそ 1 ha ずつ 1 人で植え付けをして、造園の整備 をしたいということを仰ってました。機械については、事業計画によると、必要 と思われる機械というのは植え付けした後に使用するブームスプレーヤーなど の消毒関係の機械だけのようですので、今後はそういった機械を所有して、格納 施設の整備をしたいと思います。</p> <p>醸造所については、隣接地ではないですが道路を挟んで反対側の土地に予定し ております。その土地は今回申請地を紹介していただいた方が所有されており、 将来的に醸造所の建設予定地として使いたいということで約束をしているそ うです。</p>
高橋勝彦委員 (17 番)	その土地が売買されるかはまだ分からないですけど、将来的には醸造所を設け ていくということですね。
小野寺潔委員 (6 番)	醸造所の設置には年間 6,000ℓの醸造が必要で、それを満たすブドウが収穫でき るようになるには植え付けてから 7・8 年かかるということでした。その収穫量 が満たせるようになったタイミングに合わせて、醸造所も作りたいとのことでした。
熊谷幸夫委員 (10 番)	参考情報ですが、その農地は斜面になっていますが、元々草地として使用し ており、ある程度手をかけていた土地であるため、地質的には若干痩せている部 分があるかもしれないですが、ブドウ作りには適正という判断でした。
大泉委員 (4 番)	<p>今説明した通りですが、ヒアリングでお聞きしたのは、当面は自分が醸造する までは陸前高田のお世話になった方に出荷をして、いずれは自分で醸造してい きたいとのことでした。こういう意思を持った若い方ですので、これからどんど ん活躍されることを期待したいと思います。</p> <p>もう 1 点、いま熊谷委員から参考にお話があったように、地元の推進委員から、 場所が傾斜地なので雨で土が流れてしまうのではと心配する声もありましたが、 土が流れないようにする植え付ける方法などを、土砂が流された経験を有する地 元の方から教えてもらいながらやっていくとのことでした。</p>
議 長	他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件です。調査の結果報告は、菅野則義委員からします。

(書面報告)

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 390㎡を転用し、資材置場に 263㎡、通路等に 127㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで駐車場等として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 1,269㎡のうち 374㎡を転用し、原野を含む事業面積 711㎡を資材置場に 165㎡、貸資材置場に 120㎡、貸駐車場に 180㎡、通路・転回場に 246㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がない

と判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に
係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について
を上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江
委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、宅地の
拡張に転用するのが1件、太陽光発電パネル設置に転用するのが2件、駐車場
に転用するのが2件、資材置場に転用するのが2件、資材置場に一時転用す
るものが1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を加藤和江
委員から、番号4番と5番を13番佐藤千治委員から、番号6番から8番を松原菊
男委員からします。番号3番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(7番加藤和江委員報告)

番号1番は、売買により宅地の拡張に転用するものです。申請地は、都市計
画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施
行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となってい
ない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。
申請は、譲受人が田6.13㎡を転用し、宅地に6.13㎡を利用する計画で あり、
計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であ
ることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がな
いと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出さ
れております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当する

ものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑1,008㎡を一時転用し、公共工事関連の資材置場に490㎡、通路・搬入路に518㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(7番)

番号3番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は太陽光発電事業者が田1,491㎡(実測1,805.31㎡)を転用し太陽光発電パネル184枚(発電出力49.5kW)に475.30㎡、通路等に1,104.41㎡、法面等に225.60㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13番佐藤千治委員報告)

番号4番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑162㎡を転用し、駐車場(4台)に100㎡、通路に62㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の

意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、娯楽業者が田1,887㎡を転用し、既存のゴルフ練習場の駐車場を拡張するもので、雑種地を含む事業面積15,290㎡を駐車場(82台)に1,230㎡、通路・回転場に2,360㎡、ゴルフ練習場に11,700㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18番松原菊男委員報告)

番号6番は、売買により太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑1,270㎡を転用し、太陽光発電パネル160枚(発電出力49.5kw)に413.28㎡、通路等に856.72㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出が手続き中であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田489㎡(実測2,948.09㎡)を転用し、資材置場に947.35㎡、駐車場に922.62㎡、通路・法面等に1,078.12㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該

当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、鉄道事業者が畑160㎡(実測160.52㎡)を転用し、資材置場に65.02㎡、通路・回転場所に95.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、本社からの予算の通知書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時52分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和6年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」を、加藤企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討
チーム長

— 説明 —(1)「令和6年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

菅野則義委員
(8番)

「標準料金を上げてください」という要望が多数あったということですが、数としてはどのぐらいあったのでしょうか。

この「農作業標準料金表」を参考に農作業料金を支払っているの、この「農作

業料金支払実態調査」の結果は、標準価格に近くなるのが当たり前なのではと思います。調査の方法を変えるべきだ、という訳ではないですが、だからなかなか料金が上げられない、ということもあると思います。

菊地郁夫委員
(9番)

企画検討チーム会議の中では、作業を受ける側は「標準料金を上げてほしい」となるし、作業を頼む側は「標準料金を安くして欲しい」ということになると話し合われました。

意見については、中立の立場からすれば、両方の立場から聞かなければならず、例えば特定の作業受託を大きくやっているような組織に聞けば、「上げたい」という意見が強くなると私は思います。他の企業も力関係で、親会社が「上げる」と言えば子会社は無条件で上げざるを得ない、どうしても受託する側の方が規模が大きいので「上げる」といえばいつでもあげられるのだと思います。農業委員会で示すのは「標準料金」であり、あくまで参考だと思うのでこれに縛られる必要もない。相対で料金を変えたい人、上げたい人は上げればよいと思います。上げるところが増えていったら、全体的に賃金のように、平均が上がっていくのではないかと考えます。

議 長

今回の調査にあたっては、アンケートを出して返ってきた有効回答件数が80数件と少ないです。さらに回答の内容が極端に高い若しくは低い場合は異常値として集計に含めていません。その中でデータを拾いながら、他市町村の標準料金表と比較をさせていく。それで終わりではなく、今日の総会の中で皆さんの意見を反映させて、次に策定協議会で審議をし、令和6年度の標準料金はこれにしますと、という流れです。今日ではまだ決まりません。

加藤和江委員
(7番)

はい、最終の案ではなく、現時点の案として数字を上げています。

菊地郁夫委員
(9番)

現実を考えると中間管理機構にどんどん一本化されて、この作業の部分だけ委託というのは、数は少なくなっている。特に水田の乾田直播だと、大規模経営の人が自前でやっているぐらいなので、サンプル数はもっと少なくなっています。今後やっている方が増えれば、標準料金も出しやすくなると思います。今後利用権設定がなくなって、中間管理機構一本となっていくと、もう全面的に任せるというのが今後主流になっていくと考えます。

郷古雅春委員
(11番)

例えば、今説明のあった通り、先ほどの資料1-1の2ページで見ても金額のバラつきがすごいですよね。倍ぐらいの金額差がある中で、やはりこの農作業料金の実態調査の中でこのサンプルから標準料金を設定していく今の手法だと、今のやり方が限界なのかなという気がしています。

これは結局、先ほど菊地委員が言ったように、相対の関係で必ずしも標準料金に縛られないで決めたらいいという一方で、さっき菅野委員が言ったように、これに縛られているような実態もあります。実はこういった作業のお金の出し方と

というのは、例えばトラクターなどの機械を使用する作業の場合だと、建設機械と同じように歩掛でやる手もあります。燃料をどれくらい消費するのか。あとは例えば1,000万円だった機械をどれくらいで償却するのか。償却率等をかけたり、項目を全部積み上げたりしていったら、お金が実際幾らかかるのか、と出す方法もありますが、これは標準料金の出し方と違うやり方なので、農業委員会としては、やはり今はこの方法なのかな、と考えていました。

議 長

アンケート結果を見ると、価格はかなりばらつきがあります。法外に高いのは何でこんなに高いのか、本当なのか、というくらい高い回答もあります。低いのは縁故関係があつたりするので、そういうことも危惧されるので、これらの回答をまともに平均化しては駄目なので、今年度の標準額の50%未満及び150%超の異常値を除いてから平均値を出して、他市町村との比較もしてあります。

また直播なんかは最近始まったばかりなので、作業工程によって料金が全然違います。最初から最後まで、直播の作業全てをお願いするとなると、それなりに高額になります。ただ、種をまいてもらうだけの作業という部分作業も出てくるので、作業料金の設定が難しいです。あくまでも「目安」という考えで、それが実態に即しているかどうかを考えていただきたいと思います。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和6年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」は、「意見無し」として承認いたします。

次に、(2)「令和5年度第2回農地パトロール(農地利用状況調査)の実施について」を、事務局から説明願います。

事務局農地係長

— 説明 —

(2)「令和5年度第2回農地パトロール(農地利用状況調査)の実施について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

前回の役員会の中でもこの話は聞いていたのですが、後で報告になる非農地判断の一覧見ていただくと300筆ぐらいありますよね。それに今回、この500筆が上乘せになるということなのではないでしょうか。

事務局農地係長

はい。

大泉権吾委員
(4番)

私たちが地区の推進委員さんと一緒に調査したのは約300筆で、今回写真での判断で約500筆増えたというのは、どういう状況、経緯なのか、少し詳しくお願いできますか。

事務局農地係長	<p>元々ずっと山の中にある農地や、登記地目は山林ですが農地台帳上現況は田・畑になっている場所などが、今回のその約 500 筆の中に多く含まれております。農地台帳のシステム更新によりまして筆と航空写真がリンクするようになり、山林化していることが把握できるようになったことが、要因として大きな点です。より実態に則した、正しい形に農地台帳を近づけていきたいと考えておりますので、今回筆数は大変多いですが、ご協力のほどお願いしたいと思います。</p>
菅野則義委員 (8 番)	<p>2 月下旬までに、ということは、2 月の調査委員会の時に調査するということですか。</p>
事務局農地係長	<p>その予定です。今回の資料で記載させていただいたとおり、今回の農地パトロールは基本的には現地調査を要しない形で行いますので、2 月の調査委員会では、現地写真ではなく基本的に航空写真を確認していただいて、明らかに山である、というのを確認する予定です。今月の調査委員会よりは簡便な形で確認は進んでいくと考えています。</p>
大泉権吾委員 (4 番)	<p>もう 1 点確認です。今回この 500 筆の調査をやると、来年の農地利用状況調査の時には、今回の調査分は出てこなくなるので、今回ほど多くは出てこないと見込んでいいのでしょうか。</p>
事務局農地係長	<p>その見込みですが、農地台帳で現況が田・畑になっている筆で、実際には航空写真で見ると、木が生えていると思われるところが、今回調査依頼するところ以外にも、まだ概ね 500 筆ぐらいあります。そこにつきましては、他の田んぼに囲まれているとか、すぐ隣が人家であるとか、そういったところで明らかな山ではないので、現地調査をしないと、非農地判断ができないものと考えています。</p>
大泉権吾委員 (4 番)	<p>それに伴って、最初にその非農地判断された筆と、後から 5 年後ぐらいに非農地判断がされた筆とで、不利益の被り方というのに差が出てくるのですか。</p>
事務局農地係長	<p>基本的には大きな不利益というものは、税金ぐらいではないかと思います。ただし、既に現況が田・畑ではない場合には、既に山林や原野などでの課税がされている場合もございます。課税は現況で行われるので、既に田・畑ではないという判断をしていけば、税金面でも差はないと思われます。</p>
郷古雅春委員 (11 番)	<p>この航空写真は、仙台市が固定資産税の調査のために、毎年か 2 年に 1 回飛ばしているものだと思いますが、今回判断するのに使用する航空写真は最新ののでしょうか。</p>
事務局農地係長	<p>はい、最新の航空写真です。農地台帳に入っている航空写真は、毎年税の部署からいただいて、更新しております。</p>

郷古雅春委員 (11番)	大泉委員からお話があった通り、税金を取る固定資産税の方はかなりシビアに現況を見ているので、「ここは農地ではない」という情報が一番初めて出てくるのは、課税の方だと思いますが、課税情報は入ってこないのでしょうか。
事務局農地係長	税情報まではなかなか提供していただけないので、税情報と照らし合わせるということはできておりませんし、なかなか難しいのではと思います。
郷古雅春委員 (11番)	毎年写真を更新されると、やっぱり状況は変わってきますよね。
事務局農地係長	そうですね。ですが、今回依頼する約500筆は、周辺も山林になっているとか、山林の中でその筆だけ浮き出ているところはほとんどありませんので、航空写真で判断しても問題ないところを抽出しております。
議 長	他になにかございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	異議がなければ、(2)「令和6年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」は、「意見無し」として承認といたします。
	(午後2時28分)
議 長	続きますして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。
	(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)公共工事に伴う農地転用届出についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。
	(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり18件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり10件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページに記載のとおり3件ありました。(5)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断については、7ページから17ページに記載のとおり317件ありました。調査委員会において調査委

員に非農地と判断していただいております、事務局長決裁により処理しております。
(6)相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、18 ページに記載のとおり
3 件ありました。(7)公共工事に伴う農地転用届出については、19 ページに記載の
とおり 1 件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はありませんか。

小野寺潔委員
(6 番)

報告書 2 ページの、117 番、118 番についてですが、この譲受人は、いろんな
ところに資材置場を作っているのですが、そんなに需要というか、面積が必要な
のでしょうか。許可して大丈夫でしょうか。

事務局農地係長

これにつきましては市街化区域内の農地は、資料に不備がない場合は提出を受
理することとなります。

この事業者につきましては、過去に同じ地域で資材置場を作るという計画で届
出もされております。開発等必要な場合には開発許可を得るようにしてください、
ということで窓口では指導はしていますが、今回の届出については受付して、処
理しているところでございます。

議 長

他になにかございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(8)「仙台市農地賃借料情報について」を、
事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —(8)仙台市農地賃借料情報について

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(9)「農用地利用権設定利用調整会議(契約
会)について」を、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —(9)「農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について」

議 長

報告事項(9)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、次に、(10)「第4回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討 チーム長	— 報告 —(10)「第4回企画検討チーム会議報告」
大里重市委員 (5番)	太白ブロックについてですが、事前に報告は受けていましたが、場所がいつも使用している JA 六郷支店の都合によって JA 宮城支店で開催となっています。確かに、地域によっては近くなるのですが、遠くなってしまった地域も結構あります。参加者について、委員の方々は全員参加すると思いますが、その他の一般の農業者の方々に対しての声掛けが、少し厳しいかなと思っています。その点、事務局がどう考えているか、教えてくださいませんか。
議 長	会場について変更して欲しいということですね。
事務局長	日程調整しながら会場に確認させていただいた際に、どうしても会場の確保が難しかった状況です。今回地域によって遠くなってしまって、ご不便おかけして申し訳ございませんが、ご理解をお願いします。
大里重市委員 (5番)	実際話し合いの場に一般の農家の方々が参加してくれるかどうかということを中心に心配しています。各地区1人か2人って言っていましたが、なかなか集まらないんですね。
加藤和江委員 (7番)	これはもうこれで最終決定ですよ。
事務局長	そうです。どうしても集まらない場合はやむを得ないということになりますが、できる範囲での声掛けをお願いできればと思います。
菅野則義委員 (8番)	太白ブロックの場合ですが、山間部から平野部の地域まで入っていますので、話し合いの時の議題が、山間地の場合の議題については平野部の委員では分からない、という問題もあります。なので、どちらかというと、宮城野・若林ブロックと、青葉・泉ブロックに、半分ずつ入れてもらえると、皆が分かる議題が出せるのかなとは思っていました。
事務局長	夏の地域振興委員会の時に同じようなご意見をいただいておりますので、事務局では新しい体制になる際に山間部と平野部で、少しブロック分けを変えることができるか検討できないかという課題認識をしておりますので、来年度の開催につきましては、会場の件も含めて、お話しやすい地区割りなどを皆さんと一緒に検討させていただければと思います。

議 長	他に何かございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時50分)
議 長	続きます、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けいたします。 (1)会長報告は、私(佐々木均会長)からいたします。 資料6 をご覧ください。
会 長	— その他 —(1)「会長報告」
議 長	続きます、(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
①～④ 事務局振興係	— その他 —(2)「事務局からの連絡事項について」 ①令和5年度農業委員会だよりコンクール審査結果について ②令和5年度第2回市町村農業委員会女性委員等研修会の開催について ③令和6年1月～2月の予定表 ④仙台市農業委員会だより 令和6年新年号
議 長	ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の開催について」を、説明願います。
事務局長	— その他 — (3)「仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の開催について」
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：事務局長	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者から願います。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 68 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 3 時 3 9 分)